

登園許可証

組 園児氏名

感染症名 ※該当する 感染症名に ○をお願い します。	第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう（天然痘）・ラッサ熱・ペスト・シフテリア マールブルグ病 重症急性呼吸器症候群（SARS） 急性灰白髄炎（ポリオ） 南米出血熱 鳥インフルエンザ（インフルエンザAウイルスH5N1型）（H7N9）H25. 5. 6指定 新感染症、指定感染症（すでに知られている感染症であって、症状の重症度や感染力から、 他の感染症の蔓延防止するために入院勧告を行う必要がある疾患。厚生労働大臣が政令により 1年間に限定して指定する）
	第2種	<u>◎インフルエンザ（A/H1N1含む） ◎インフルエンザの様な風邪含む *別書類です</u> 百日咳 麻疹（はしか） 風疹（三日はしか） 水痘（水ぼうそう） 結核 流行性耳下腺炎（おたふく） 咽頭結膜熱（プール熱） 髄膜炎菌性髄膜炎 <u>◎新型コロナウイルス感染症 *別書類です</u>
	第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 流行性角結膜炎 コレラ 急性出血性結膜炎 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他 ※医師から指示のあった伝染病など（流行性・伝染性の疾患） ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・溶連菌感染症 ・ヘルパンギーナ ・伝染性紅斑（りんご病） ・マイコプラズマ肺炎 <u>◎感染性胃腸炎 *別書類です</u> <u>◎流行性嘔吐下痢症（ロタウイルス・ノロウイルス・腸管アデノウイルス） *別書類です</u> ・その他（ ）

【平成25年5月6日より指定感染症追加】 鳥インフルエンザ（H7N9）が第1種に追記されました。

【平成24年4月1日より変更事項】 ◎出席停止期間が変更になっていますが、医師の診断指示に従ってください。

注意①＝髄膜炎菌性髄膜炎＝

飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症に追加。病状により医師において感染のおそれがないと認めるまでが出席停止期間になります。

注意②＝百日咳＝

特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで出席停止になります。

注意③＝流行性耳下腺炎＝

耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで出席停止になります。

出席の 停止期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日迄 停止。 月 日より登園することを許可します。
備考	

令和 年 月 日

病院名 _____

医師名 _____ 印 _____

住所 _____

電話 () _____